

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	子ども未来部 子ども政策課
不利益処分名	児童福祉施設（保育所に限る）に対する設置認可の取消し
根 拠 法 令	児童福祉法
根 拠 条 項	第58条第1項
連 絡 先	(電話621-5240)
処 分 基 準	第58条第1項 第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。
	参 考 事 項 徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日 平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）